

令和2年度「事業承継・M&A促進化事業」運營業務委託 仕様書

1 業務委託名

令和2年度「事業承継・M&A促進化事業」運營業務

2 目的

本業務は、事業承継に特化した啓発セミナーと訪問相談の実施を通して、潜在ニーズの掘り起こしや課題の深掘りなどを行うことで、事業承継計画の策定等の具体的な成果の創出につなげるなど、市内中小企業の円滑な事業承継の促進を図るもの。

3 業務内容

(1) 啓発セミナーの開催

- ①市内中小企業の経営者・後継者等に対し、事業承継の重要性や手法、事例紹介等をテーマにしたオンライン啓発セミナーを企画し、3回開催すること。
- ②募集チラシの作成・配布をはじめ、申込みの受付、配布資料の作成、会場の手配、当日の進行など、セミナーの運営全般を行うこと。(会場手配については、市の施設であれば、減免の手続きなど、市の方で可能な支援は行う)
- ③セミナーの開催にあたっては、関係機関と緊密な連携を図るなど、集客に結びつく方法とすること。

(2) 訪問相談の実施

- ①市内中小企業からの事業承継及び廃業に関する個別相談に対応すること。
初期相談から課題の整理や深掘り、方針決めなどについて、オンライン会議や電話などを活用し、3密を回避できる方法にて、1社につき原則3回(必要があると認められる場合、市と協議のうえ5回まで延長可)まで相談業務を行うこと。
- ②年間の相談回数を延べ20回とし、目標達成のために、専用の申込窓口を設置し、募集チラシの作成・配布のほか、Webや電子メールでの情報提供等について年間を通して積極的に行うこと。
- ③訪問相談の実施にあたっては、啓発セミナーとの相乗効果が高まるよう、開催時期や周知方法等を考慮するほか、関係機関と緊密な連携を図るなど、事業承継計画の策定等の具体的な成果の創出(計画策定等に係る経費の一部を支援する助成金制度を別途設ける予定)につながるような方法とすること。
- ④事業承継相談を行う者は、弁護士、税理士、中小企業診断士のいずれかの資格を有し、企業の事業承継についての専門的知識があり、過去に実績のある者が対応すること。

4 履行場所

啓発セミナー、相談とも市内

5 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日

6 その他留意事項

- 当該業務は、契約後速やかに着手し、委託期間終了日までに完了すること。
- 毎月10日までに、前月の啓発セミナー及び訪問相談の実施状況を報告すること。
- 受託者は、常に本市職員と密接な連携を図り、本市の意図について熟知のうえ業務に着手し、効率的かつ的確な進行に努めること。
- 当該業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定等については、予め本市職員と協議を行い、その指示又は承認を受けること。
- 当該業務において業務上知り得た情報は、他に漏らしてはならない。
- 当該業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定をするなど、万全のセキュリティ対策を講じること。
- 経理関係を含む当該業務の資料は、本来業務と区別して的確に保管を行い、市からの要請があった場合は速やかに開示又は提出すること。
- 当該業務の遂行にあたっては、国等の関係機関が実施する事業承継についての施策・事業を十分に把握するとともに、利用者に効果的な支援ができるよう、情報の収集・発信及び連携を図ること。
- その他、この仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議のうえ決定する。